



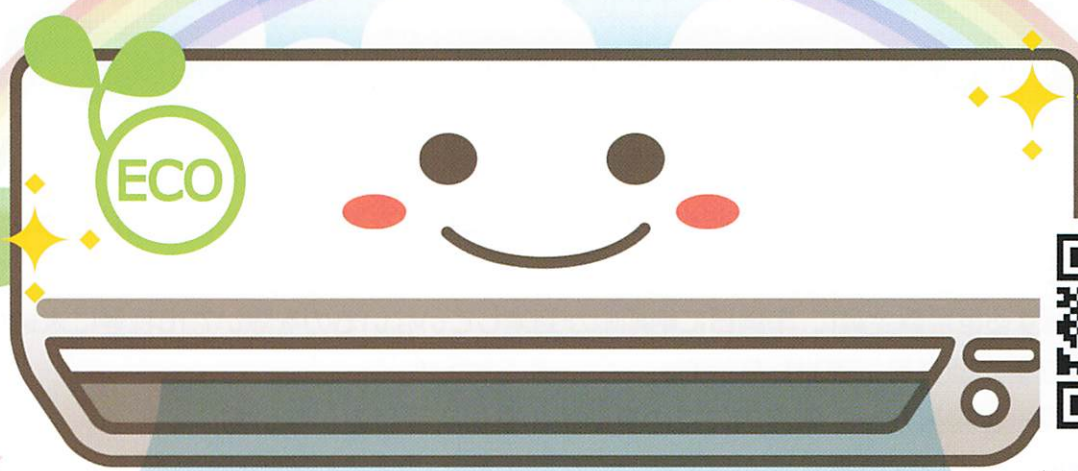
国の

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」
を活用した



銚田市省エネエアコン 買換え促進補助金

※1世帯1回限り
最大10万円
補助
※店舗で購入すると1/2補助



↑詳細はこちら!

【申請期間】令和8年6月1日から令和9年3月1日まで

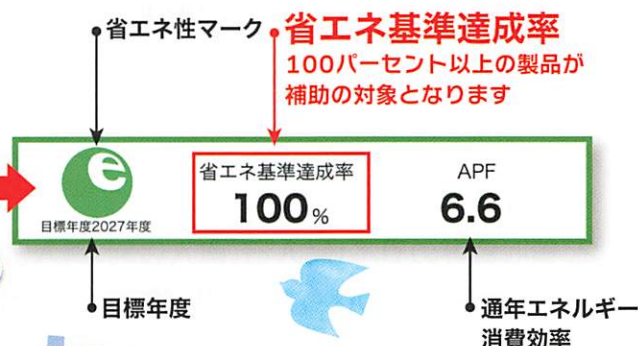
※補助金交付の対象は、令和8年4月1日から令和9年3月1日までの期間に、茨城県内の店舗(インターネット及び通信販売を除く)において購入し、設置が完了した新品の製品。

交付対象の条件

※価格は税抜

- ①市内に所在する店舗から購入した場合▶購入費の1/2(上限10万円)
②市外(県内)に所在する店舗から購入した場合▶購入費の1/3(上限10万円)
- 2.対象商品の買換えまたは新規購入
- 3.目標年度2027年度における省エネ基準達成率100%以上

統一省エネラベル →



銚田市環境経済部生活環境課

〒311-1592 銚田市銚田1444番地1

TEL/0291-33-2111(代表) 内線/1134 TEL/0291-36-7486(ダイヤルイン)

※必ず裏面をお読みください。

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した

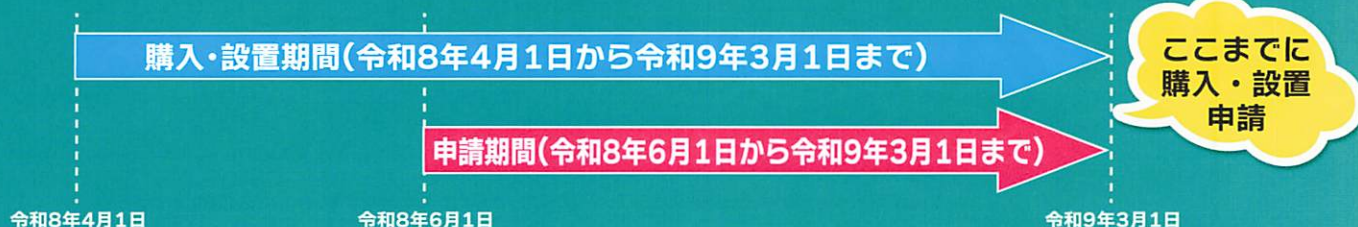


銚田市省エネエアコン買換え促進補助金

エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能に優れたエアコンへの買換えを支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を図ることを目的としています。

※省エネ法に基づいて定められた目標年度2027年度における省エネ基準100%以上のエアコンが補助対象となります。

【申請期間】令和8年6月1日から令和9年3月1日まで



◎対象者の条件 ※以下の1~5を全て満たした場合のみ補助対象とします。

1. 対象エアコンの購入及び交付申請時点において市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている方。
2. 申請者の属する世帯員全員に、申請日に納期限が到来していないものを除いて市税等に未納がない方。
3. 暴力団及び暴力団員等に該当しない方。
4. 本人及び同一世帯員が一の年度内にこの補助金の交付を受けていない方。
5. 転売を目的としていない方。

◎補助金額 ※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

1. 市内に所在する店舗から購入した場合→省エネエアコンの購入費(税抜)の1/2(上限10万円)
2. 市外(県内)に所在する店舗から購入した場合→省エネエアコンの購入費(税抜)の1/3(上限10万円)

(例)

項目	金額	対象経費
エアコン本体(税抜)	220,000円	○
設置工事費	12,000円	×
家電リサイクル料	990円	×
配送料	1,000円	×
保証料	5,000円	×

- 市内に所在する店舗から購入した場合
 $220,000円 \times 1/2 = 110,000円$ (上限100,000円)
交付される補助金額100,000円
- 市外(県内)に所在する店舗から購入した場合
 $220,000円 \times 1/3 = 73,333円$ (千円未満切捨)
交付される補助金額73,000円

○申請書類

1. 申請書
2. 領収書等の原本(購入日、購入店舗、購入金額、製品名等が確認できるもの)
3. メーカー発行の保証書の写し(製造名及び型番が記載されているもの)
4. 自らが市内に住所を有する居宅に設置した事が分かる書類の写し(購入した製品の納入日若しくは設置日及び納品先住所が記載されているもの又は居宅内に設置したことが分かる写真)
5. 対象エアコンが、省エネ基準達成率を達成していることが分かる書類

○申請窓口

銚田市役所生活環境課／旭市民センター／大洋市民センター